



就職や退職、結婚などによる 国民年金種別変更は届出が必要です



届出をしなかったために将来の年金額などに影響が出る場合があります。必要な手続きはお早めに!

種別が変わるときは届出が必要です

現種別	種別が変わる事由	届出先
第1号	就職して厚生年金または共済組合に加入した	勤務先
	会社員と結婚して被扶養配偶者になった	配偶者の勤務先
	配偶者が就職して、被扶養配偶者になった	
第2号	転職して自営業になった(被扶養配偶者も第1号被保険者になります。)	市役所 (保険年金課)
	会社を退職して、自営業者の配偶者になった 会社を退職して、会社員の被扶養配偶者になった	配偶者の勤務先
第3号	配偶者が会社を退職した	市役所 (保険年金課)
	会社員の配偶者と離婚した	
	収入が増え、被扶養配偶者でなくなった	
	配偶者が亡くなった	勤務先
	会社に就職して被扶養配偶者でなくなった 配偶者が転職し、厚生年金から共済組合または共済組合から厚生年金に変わった	配偶者の勤務先

国民年金の加入者は 3種別に分けられます

- 第1号被保険者
自営業、学生など
(第2号・第3号被保険者以外の方)
- 第2号被保険者
会社員などの厚生年金保険・共済組合などの加入者
- 第3号被保険者
会社員など(第2号被保険者)に扶養されている配偶者

【お問い合わせ先】 市保険年金課年金担当(市役所1階③番窓口) ☎32・4120/FAX35・0173
Mail:hokennenkin@city.komatsushima.i-tokushima.jp

農業振興地域整備計画の 一部変更の申出受付再開

平成31年度は受付を休止しておりました農業振興地域整備計画の一部変更(編入、除外、用途変更)の申出受付を再開いたします。受付は、前期(4月)、後期(10月)の年2回です。

【受付期間(前期分)】

4月1日(水)から4月30日(木)まで
(土日祝日を除く)

【受付場所】 市農林水産課(市役所4階)

【必要な共通書類】

- 申出書(編入・除外・用途変更)
 - 申出する土地の登記簿謄本(登記事項証明書)の原本または写し
 - 公図の写し
 - 土地の現況写真および位置図
 - 事業計画書
- ※申出内容によっては、右記以外の書類を、必要に応じて追加で提出していただく必要がありますので「了承」ください。

【お問い合わせ・申出先】

市農林水産課(市役所4階) ☎34・9292/FAX34・9992

Mail:nourin@city.komatsushima.i-tokushima.jp